

## 令和3年第3回浦幌町議会定例会（第4号）

令和3年9月13日（月曜日）

開議 午前10時00分

閉会 午後 1時57分

### ○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
- 日程第 2 諸般の報告（議長）
- 日程第 3 常任委員会報告
- 日程第 4 行政報告（町長）
- 日程第 5 認定第 1号 令和2年度浦幌町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 2号 令和2年度浦幌町町有林野特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 3号 令和2年度浦幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 4号 令和2年度浦幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 5号 令和2年度浦幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 6号 令和2年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 7号 令和2年度浦幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 8号 令和2年度浦幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 9号 令和2年度浦幌町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 発委第 8号 浦幌町議会基本条例の一部改正について
- 日程第15 発委第 9号 浦幌町議会会議規則の一部改正について
- 日程第16 発委第10号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 日程第17 発委第11号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
- 日程第18 発委第12号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

日程第19 発議第 5号 議員の派遣について

日程第20 発議第 6号 所管事務調査について

○出席議員（11名）

1番	沼尾昌也	2番	栗山博文
3番	高橋匠	4番	伊藤光一
5番	澤口敏晴	6番	安藤忠司
7番	福原仁子	8番	河内富喜
9番	阿部優	10番	森秀幸
11番	田村寛邦		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

特別職

町長	水澤一廣
副町長	山本輝男

町部局

総務課長	獅子原将文
総務課財政係長	小川裕之
まちづくり政策課長	岡崎史彦
町民課長	佐藤亘
町民課長補佐	志賀克英
町民課住民年金係長	平賀紀子
町民課保険医療係長	村瀬健司
町民課資産税係長	橋本政和
町民課納税係長	熊川正則
保健福祉課長	廣富直樹
保健福祉課長補佐	新宅真起子
保健福祉課長補佐	三宅正誠
保健福祉課 高齢者福祉係長	樋口裕介
保健福祉課 保健予防係長	斉藤靖世

保健福祉課 包括支援センター所長	志	賀	裕	子
こども子育て支援課長	正	保		操
産業課長	小	川	博	也
産業課長補佐	吉	田	尚	哉
施設課長	早	瀬		実
施設課長補佐	小	笠原	秀	城
施設課水道業務係長	山	口	英	朗
施設課水道施設係長	島	田		拓
上浦幌支所長	小	林	昭	典
会計管理者	山	本	浩	宣
診療所事務長	鈴	木		広
診療所管理係長	小	倉	敏	寛

教育委員会

教育長	水	野	豊	昭
教育次長	熊	谷	晴	裕

農業委員会

会長	小	川	博	幸
事務局長	坂	下	利	行

監査委員

代表監査委員	神	谷	敏	昭
--------	---	---	---	---

○出席議会事務局職員

局長	小	島	師	紀
議事係長	川	上	信	義

◎開議の宣告

○田村議長 ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事につきましては、配付しております日程表により進めますので、よろしくお願いをいたします。

◎日程第1 議会運営委員長報告

○田村議長 日程第1、議会運営委員長報告を許します。

安藤委員長。

○安藤議会運営委員長 議会運営委員長報告をいたします。

令和3年第3回浦幌町議会定例会、本日13日の運営について、10日本会議終了後、正副議長出席の下、議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、報告します。

今期定例会、本日の議事はお手元に配付の議事日程表のとおりでありますので、本日をもって最終日とすることにいたしました。

以上、議会各位のご協賛を賜りますようお願い申し上げ、議会運営委員長報告といたします。

○田村議長 これで議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第2 諸般の報告

○田村議長 日程第2、諸般の報告を行います。

令和3年9月1日から令和3年9月12日までの1の議長等の動静につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 常任委員会報告

○田村議長 日程第3、常任委員会報告を許します。

産業建設常任委員会委員長。

○澤口産業建設常任委員長 産業建設常任委員会調査報告をいたします。

本委員会に付託されました調査事件について、調査の結果を浦幌町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、1、調査事件、作物の生育状況調査について。

2、調査実施日、令和3年9月2日。

3、調査の経過と結果、本調査事件については、十勝農業改良普及センター十勝東部支所の協力を得て、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から常任委員会開催前に教育文化センター視聴覚室において農業委員会委員と全議員が出席し、当該普及センター職員か

らの講義研修を受け、その後常任委員会を開催し、所管事務調査を行った。

本年度の気象状況については、4月にまとまった雨が合ったものの、5月から7月にかけて高温少雨傾向が続き、干ばつの影響も心配したが、全般的には天候異常の影響も少なく、病虫害の発生も僅かで、農作物全般的に平年並みの状況で推移している。

各作物の状況では、小麦（きたほなみ）については既に収穫作業は終了しているが、昨年同様融雪期も平年より早く、雪腐れ病の発生は少なかったが、一部凍害による廃耕もあった。幼穂形成期までは高温傾向で、早く推移したが、5月に平年並みとなり、生育は鈍化し、出穂期は平年並みであった。出穂後は、好天により開花は順調に推移した。7月中旬から高温傾向となり、登熟が早まったことにより収穫作業も早く始まり、平年並みに終了し、乾麦収量は反当たり12.6俵、品質は良好で、1等のAランクになる見込みである。

馬鈴薯（コナヒメ）は、降雨による植付け作業の遅れに伴い萌芽期は平年より2日遅れた。萌芽後は高温多照で平年並みに着蓄を迎えたが、6月中旬からほとんど降雨がなく、さらに7月中旬から高温が続いたため茎葉の軟化による倒伏、枯れ上がりが見られた。9月1日現在、上芋数が平年より多く、1個の重さはやや小さい傾向である。

てん菜については、これまで移植栽培が大半であったが、直播栽培が非常に増えてきており、今年の作付面積の約45%が直播栽培となっている。移植、直播栽培の播種作業は平年並みに行われたが、途中4月30日の降雨で中断され、降雨で土壌表面にクラストが発生し、直播栽培では出芽が抑制され、ばらつきがありながらも平年よりかなり遅れて出芽を迎えた。6月中旬以降は高温多照により生育は旺盛となり、移植、直播ともに平年を上回る生育となった。7月中旬から高温少雨で生育がやや緩慢になったが、8月上旬以降の降雨等で再び根部の肥大が進んでいる。病害の発生は少ない。

大豆（ユキシズカ）は、播種作業は平年並みに行われたが、降雨による土壌表面のクラスト化の影響で出芽期は平年よりやや遅れ、その後の初期生育もやや緩慢であった。7月中旬以降の高温多照で生育は旺盛となり、開花期は平年より2日早かった。9月1日の着莢数は平方メートルで916個、平年739個となっている。

小豆（エリモショウズ）は、播種作業は平年よりやや早く行われたが、5月下旬の豪雨により出芽期は平年より遅れ、ばらつく圃場が散見された。その後好天に恵まれ、生育の遅れを取り戻し、平年並みの茎葉となり、開花期も平年並みとなった。9月1日の着莢数は平方メートルで231個、平年246個と平年よりやや少ない。

金時（福勝）は、播種作業は平年より2日遅く始まったが、平年並みに終了した。6月中旬までは好天で出芽も早く、初期生育は順調に進み、開花期も平年並みで、着莢は順調であった。9月1日の着莢数は平方メートルで104個、平年112個で、着莢したものの、稔実しないさやも見られた。

白花豆は、高温に弱い作物であり、今年は5月から7月の高温で中間部分の花が落ち、8月末で着莢数は平方メートル22個となっている。

牧草は、1番牧草については好天に恵まれ、収穫も平年より2日早く始まり、平年より

3日早く終了した。収量は10アール当たり2,712キログラムで、平年比102%であった。乾物率は20.7%と平年より低い傾向である。2番牧草は1番草の収穫が順調に進んだため生育も順調に進んだが、1番草の収穫作業が遅く、乾草利用を主体とした圃場では7月中旬からの高温少雨及び多照が牧草の再生に影響し、生育の停滞が見られた。

飼料作物（飼料用トウモロコシ）については、播種作業が早まっている傾向であるが、今年は4月中旬から下旬にかけてまとまった降雨があり、土壌水分が高かったため平年並みの播種作業となった。適度な土壌水分となり、平年より2日早い出芽期となり、その後も高温に恵まれ、茎葉の生育は旺盛となり、9月1日現在の稈長は297センチと平年を上回る生育となっている。

今後実る豊穰の秋を迎えられるよう順調な天候であることを願う。また、てん菜についてはビート糖生産拠点の統合や新型コロナウイルスにより国内砂糖消費の減少に拍車がかかるなど事業環境が急速に変化していることから、町全体として留意していただきたい。農産物の病害虫に対する管理指導、収穫作業等の事故防止に関して徹底した啓蒙、啓発に努められるようお願いところである。

以上、委員会調査報告といたします。

○田村議長 これにて常任委員会報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告

○田村議長 日程第4、行政報告を許します。

町長。

○水澤町長 行政報告を行います。

1の令和3年9月1日から令和3年9月12日までの町長等の動静につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧おき願いたいと思います。

2のその他については、特段ございません。

以上で行政報告といたします。

○田村議長 これにて行政報告を終わります。

#### ◎日程第5 認定第1号

○田村議長 日程第5、認定第1号 令和2年度浦幌町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件は、先日に引き続き審議を続けます。

これより歳入の審議に入ります。初めに、1款町税から10款交通安全対策特別交付金までの説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 決算書5ページをお開き願います。あわせて、決算説明資料につきましては、中仕切り用紙の次の令和2年度一般会計決算説明資料2ページをお開き願いま

す。歳入、1 款町税、1 項町民税、1 目個人、現年課税分、滞納繰越分合わせた合計収納率は97.17%、前年度対比0.13%の増でございます。不納欠損は、実人員3名で、地方税法第15条の7第1項第1号、滞納処分をすることができる財産がないときにより執行停止とし、同法第15条の7第4項、期間満了及び第5項、即時消滅と判断し、不納欠損したものでございます。収入未済は、実人員42名、延べ人数52名でございます。

2 目法人、153法人に係る課税でございます。現年課税分、滞納繰越分合わせた合計収納率は98.38%、前年度対比0.65%の減でございます。収入未済は、実数3法人でございます。

2 項1 目固定資産税、現年課税分、滞納繰越分合わせた合計収納率は98.63%となっており、前年度対比0.34%の増であります。不納欠損は、実人員4名、2 法人、延べ7名、2 法人で、地方税法第15条の7第1項第1号、滞納処分をすることができる財産がないときにより執行停止とし、同法第15条の7第5項、即時消滅と判断し、3名、2 法人を不納欠損とし、1 名については同法第18条、消滅時効により不納欠損したものでございます。収入未済は、実人員、個人が28名、延べ41名と法人が2 法人、延べ3 法人の内容でございます。

2 目国有資産等所在市町村交付金、この目につきましては国有資産等の固定資産税相当額の交付金の内容でございます。

3 項軽自動車税、1 目環境性能割、この目につきましては消費税率の引上げに伴い自動車取得税が廃止され、令和元年10月より新たに環境性能割という購入時に課税される税が導入され、燃費性能に応じてゼロから2%が課税され、北海道において徴収し、市町村へ交付されるもので、21台分課税の内容でございます。

2 目種別割、原動機付自転車をはじめ21種類、3,253台に係る課税分でございます。現年課税分と滞納繰越分の合計収納率は98.83%、前年度対比0.34%の増となっております。不納欠損は、実人員3名で、地方税法第15条の7第1項第1号、滞納処分をすることができる財産がないときにより執行停止とし、同法第15条の7第4項、期間満了及び第5項、即時消滅と判断し、不納欠損したものでございます。収入未済は、実人員5名、延べ6名でございます。

4 項1 目町たばこ税、収納率は100%でございます。前年度対比157万5,519円の減額となっておりますが、禁煙による健康志向は一層進んでいるものと考えられます。

5 項1 目入湯税、収納率100%でございます。この目につきましては、中学生以上の留真温泉日帰り入浴客2万8,390人分の入湯税です。新型コロナウイルス感染症の影響による入浴者の減により、昨年度より32万6,480円の減額の内容でございます。

○獅子原総務課長 2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税から7 ページ中段の10款1 項交通安全対策特別交付金までにつきましては、成果報告書の中で申し上げておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

ここで説明員退席のため暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時19分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を再開いたします。

次に、11款分担金及び負担金から20款町債までの説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 決算書7ページ中段を御覧願います。あわせまして、説明資料3ページを御覧願います。11款分担金及び負担金、1項分担金、内容につきましては説明資料3ページに記載のとおりでございます。なお、農業費分担金において予算額2,870万1,000円に対し調定額2,123万8,569円と746万2,431円の開きがございますが、これは令和3年度へ繰り越した道営土地改良事業の受益者分担金750万円が予算額に含まれることによるものでございます。

2項負担金、内容につきましては説明資料3ページに記載のとおりで、3目農林水産業費負担金の2節農業費負担金滞納繰越分において稲穂地区国営農地開発事業受益者負担金滞納繰越分2件の収入未済でございます。

決算書8ページを御覧願います。12款使用料及び手数料、1項使用料、内容につきましては説明資料4ページから5ページに記載のとおりで、5目土木使用料の1節公営住宅使用料で7件の収入未済、4節公営住宅等駐車場使用料で1件の収入未済、5節住宅使用料滞納繰越分で4件の収入未済でございます。

2項手数料、内容につきましては説明資料5ページに記載のとおりでございます。

9ページ中段を御覧願います。13款国庫支出金、1項国庫負担金から10ページの3項委託金までのうち9ページ下段の総務費補助金において予算額3億2,871万3,000円に対し調定額2億4,266万6,000円と8,604万7,000円の開きがございますが、これは令和3年度へ繰り越した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,570万円が予算額に含まれていることによるものでございます。また、10ページ上段の保健衛生費補助金において予算額638万5,000円に対し調定額538万5,000円と100万円の開きがありますが、これは令和3年度へ繰り越した新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金100万円が予算額に含まれていることによるものでございます。その下の農業費補助金において予算額1億9,318万4,000円に対し調定額ゼロ円となっておりますが、これは令和3年度へ繰り越した畜産酪農収益強化整備等特別対策事業補助金1億9,318万4,000円が予算額に含まれていることによるものでございます。

10ページ下段を御覧願います。14款道支出金、1項道負担金から12ページの3項委託金



までのうち11ページ中段の農業費補助金において予算額2億1,378万3,000円に対し調定額1億6,060万3,072円と5,317万9,928円の開きがございますが、これは令和3年度へ繰り越した産地生産基盤パワーアップ事業補助金4,675万円、次世代農業促進生産基盤整備事業補助金712万円が予算額に含まれていることによるものでございます。

12ページ中段を御覧願います。15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入の内容につきましては、説明資料5ページから6ページに記載のとおりでございます。

2目利子及び配当金につきましては、特に説明を加えることはございません。

2項財産売払収入、内容につきましては説明資料6ページに記載のとおりでございます。

16款1項寄附金、1目一般寄附金につきましては、特に説明を加えることはございません。

2目指定寄附金のうち、2節ふるさとづくり寄附金につきましては、説明資料6ページに記載のとおりでございます。

13ページを御覧願います。17款繰入金、1項他会計繰入金及び2項基金繰入金につきましては、特に説明を加えることはございません。

18款1項繰越金につきましては、特に説明を加えることはございません。

19款諸収入、1項延滞金加算金及び過料並びに2項町預金利子につきましては、特に説明を加えることはございません。

14ページを御覧願います。3項貸付金元利収入、内容につきましては説明資料7ページに記載のとおりで、2目ウタリ住宅改良資金貸付金元利収入において2件の収入未済でございます。

4項受託事業収入、内容につきましては説明資料7ページに記載のとおりでございます。

5項雑入、内容につきましては説明資料同じく7ページに記載のとおりでございます。

20款1項町債につきましては、特に説明を加えることはございません。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

6番、安藤議員。

○安藤議員 決算書の8ページ、農林水産業使用料の中で、この監査報告書の3ページに農業技術拠点施設使用料ということで未納は発生していないということなのですが、この拠点施設の使用料、何の使用料なのかお聞きしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

農業技術拠点施設、こちらの貸付料につきましては中浦幌甜菜播種センター組合、こちらに対する土地の貸付料でございます。試験圃場の面積約5,500平米におきまして8,300円の年額として収入をしているものでございます。

以上です。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 試験圃場というか、そういうことで土地を貸している、畑。農業技術拠点施設、以前も私質問したところですが、今は使われていないということですか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 これまでも施設の有効活用ということで何度かご質問をいただいております。その際にもお答えをさせていただきまして、模索はしているところでございまして、昨年度におきましても何件かご相談というものはいただいた部分はあったのですが、実際のところ施設についての利用の方法というところは今現在は予定がないというところであります。今後におきましても、やはり有効な利活用というところは今後もどういった事業者が入っていただけるかも含めて模索は継続してまいりたいと思っておりますので、どうぞご理解をいただければと思います。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 まだ建物については、新しいといってももう何年かたっていますけれども、新しい建物だと思います。そういう試験栽培だとかいろいろできる施設で、温室も施設にはあります。そういうのも含めて今後、試験栽培などできる施設なので、やはり農協も含めて農業団体等にPRしていただきたいと思っております。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 今後におきましても関係団体、その他も含めまして利用に向けて検討を重ねてまいりたいと思っております。

以上です。

○田村議長 そのほかありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

これで歳入の審議は終了いたします。

ここで認定第1号 令和2年度浦幌町一般会計歳入歳出決算認定について全体を通じての質疑を受けます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

ここで説明員が入りますので、暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時32分 再開

○田村議長 休憩を解き審議を再開いたします。

◎日程第6 認定第2号

○田村議長 日程第6、認定第2号 令和2年度浦幌町町有林野特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

産業課長。

○小川産業課長 それでは、議案書の40ページを御覧願います。認定第2号 令和2年度浦幌町町有林野特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度浦幌町町有林野特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月1日提出、浦幌町長。

別冊の決算書を御覧願います。あわせまして、説明資料41ページから44ページを御覧願います。令和2年度浦幌町町有林野特別会計歳入歳出決算書。

実質収支に関する調書、1、歳入総額1億2,271万4,691円、2、歳出総額1億2,243万7,061円、3、歳入歳出差引額27万7,630円、5、実質収支額27万7,630円。

この会計につきましては、町有林3,944ヘクタールの管理、造成を行う特別会計でございます。主な内容及び事業効果等につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書1ページ、2ページの令和2年度町有林野特別会計歳入歳出決算書につきましては、説明を省略させていただきます。

決算書の3ページを御覧願います。令和2年度町有林野特別会計歳入歳出決算事項別明細書、歳入、1款道支出金、1項道補助金、1目造林補助、この目につきましては町有林野に係る人工造林、下草刈り、保育間伐、間伐、準備地ごしらえ及び野そ駆除に対する道補助金でございます。それぞれの内訳につきましては、説明資料42ページに記載のとおりでございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、この目につきましては北海道電力に対する町有林の土地貸付料でございます。

2目利子及び配当金、この目につきましては町有林野基金に係る利子でございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、この目につきましては幾千世団地ほか町有林

の立木売払い代金でございます。材積、金額につきましては、説明資料42ページに記載のとおりでございます。

2目素材売払収入、この目につきましては豊頃町湧洞地区ほか、町有林の間伐素材売払い代金でございます。材積、金額につきましては、説明資料42ページに記載のとおりでございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、この目につきましては職員人件費に係る一般会計からの繰入金でございます。

2項1目基金繰入金、この目につきましては町有林野事業基金からの繰入金でございます。

4款1項1目繰越金、この目につきましては前年度からの繰越金でございます。

5款諸収入、1項1目雑入、この目につきましては北海道電力からの接近木伐採補償費の内容でございます。

決算書5ページを御覧願います。あわせまして、説明資料につきましては43ページから44ページを御覧願います。歳出、1款1項1目財産管理費、この目につきましては町有林の維持管理に係る人件費及び事務経費等でございます。12節委託料、13節使用料及び賃借料につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

2款1項財産造成費、1目造林費、この目につきましては町有林の造成に係る経費でございます。12節委託料、14節工事請負費、15節原材料費、16節公有財産購入費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

3款1項公債費、1目元金及び2目利子、この目につきましては長期債償還元金及び利子でございます。

決算書6ページを御覧願います。4款1項1目予備費、こちらにつきましては執行してございませんので、不用額としてございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

ここで説明員入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時40分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

◎日程第7 認定第3号

○田村議長 日程第7、認定第3号 令和2年度浦幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 議案書41ページを御覧願います。認定第3号 令和2年度浦幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度浦幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月1日提出、浦幌町長。

別冊の歳入歳出決算書を御覧願います。令和2年度浦幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書。

実質収支に関する調書、1、歳入総額6億7,666万7,633円、2、歳出総額6億6,763万1,421円、3、歳入歳出差引額903万6,212円、5、実質収支額903万6,212円。

次のページをお開き願います。1ページ、2ページの令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書につきましては、説明を省略させていただきます。

決算書3ページをお開き願います。あわせまして、決算説明資料は45ページをお開き願います。令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書、本会計は国民健康保険の運営及び医療費の収支を処理する特別会計でございます。主な内容及び事業効果等につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

歳入、1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、この目は一般被保険者に係る国民健康保険税でございます。現年課税分、滞納繰越分と合わせて2億127万9,489円、収納率93.32%、前年度対比0.09%の減でございます。不納欠損及び収入未済額につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金、この目は新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が著しく減少した場合における保険税の一部減額に係る経費の全額が国より交付された内容でございます。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、この目は歳出の2款保険給付費で支給した全額が北海道より交付された内容でございます。

決算書4ページを御覧願います。4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当

金、この目は国民健康保険事業基金利子の内容でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、この目は保険税の減額分の補填、出産育児一時金、その他職員の人件費等に係る分を一般会計から繰入れしたものでございます。1節保険基盤安定軽減分繰入金は、北海道が4分の3、町が4分の1を負担するものでございます。2節保険基盤安定支援分繰入金は、国が2分の1、北海道と町が4分の1ずつ負担する内容でございます。

2項1目基金繰入金、この目は事業運営に伴う基金繰入金でございます。

6款1項1目繰越金、この目は前年度繰越金の内容でございます。

7款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金、この目は保険税の延滞金の内容でございます。

決算書5ページをお開き願います。3項雑入、1目一般被保険者第三者納付金、この目は被保険者の交通事故に係る第三者行為1件分の納付金の内容でございます。

3目一般被保険者返納金、この目は被保険者が資格を喪失したときに医療機関にかかった医療費等の給付分を返納いただいたもので、一般被保険者14人分の内容でございます。

5目雑入、この目は診療報酬の不正受給に係る債権差押えの配当1件分の内容でございます。

6目特定健康診査等負担金、この目は特定健康診査等負担金の前年度交付額の確定に伴い追加交付された内容でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、決算書6ページを御覧願います。あわせて、決算説明資料は46ページをお開き願います。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、この目はこの特別会計に係る職員の人件費及び事務的経費の内容でございます。12節委託料につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

2目連合会負担金、この目は北海道国保連合会への負担金でございます。

2項徴税費、1目賦課徴収費、この目は国民健康保険税の賦課徴収に係る事務的経費でございます。11節役務費、手数料、12節委託料、13節使用料及び賃借料、18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

3項1目運営協議会費、この目は委員9名で構成する国民健康保険運営協議会の運営に係る報酬及び費用弁償の経費でございます。特に説明を加える事項はございません。

決算書6ページ下段から7ページを御覧願います。2款1項保険給付費、1目療養費、この目は北海道国保連合会が支払う医療費のうち、保険者として浦幌町が負担した経費で、整骨院、はり、きゅうの治療及び保険証を持たず診療機関で治療され、10割を被保険者が負担した場合に保険者負担分7割または8割を被保険者に戻すために支払った内容でございます。

2目高額療養費、この目は被保険者が1か月の間に療養費の限度額を超えて支払った額に対し、その超えた額を保険者である浦幌町が負担した経費の内容でございます。

4目出産育児諸費、この目は国民健康保険の被保険者が出産した場合に支給する出産育児一時金の経費で、5名の方に要した内容でございます。

5目葬祭諸費、この目は国民健康保険の被保険者が亡くなられた場合に支給する葬祭給付費の経費で、8名の方に要した内容でございます。

3款1項1目共同事業拠出金、この目は退職者医療事業の事務費の分担金を国保連合会に拠出した経費でございます。

4款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分、2目退職被保険者等医療給付費分、この目は国民健康保険事業の運営主体である北海道に支払う医療費負担分です。所得、被保険者数、世帯数、医療費水準等により算定されたものでございます。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、この目は後期高齢者医療制度の支援として社会保険診療報酬支払基金が後期高齢者医療広域連合へ交付する交付金の財源となる同支払基金に支払う経費でございます。

決算書7ページ下段から8ページを御覧願います。3項1目介護納付金分、この目は介護保険事業の費用のうち27%について医療保険各法の保険者が40歳以上65歳未満の第2号被保険者加入分について負担しているもので、本町の国民健康保険負担分の介護納付金として支払うための経費でございます。

5款1項1目財政安定化基金拠出金、この目は災害等の理由で納付金が納められない市町村に貸与または交付するための基金に拠出した経費でございます。

6款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、この目は特定健康診査、特定保健指導により糖尿病、高血圧、高脂血症等の予防を図ることを目的に行う事業に要した経費でございます。12節委託料の内容につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費、この目は被保険者の健康保持のために行う各種事業に要する経費でございます。12節委託料の内容につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

7款1項基金積立金、1目国民健康保険事業基金積立金、この目は国民健康保険事業基金として積立てをしたものでございます。

決算書9ページをお開き願います。8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、この目は過年度の保険税の更正に伴う還付金の内容でございます。

3目保険給付費等交付金償還金、この目は保険給付費等交付金の精算に伴い、返納金等を返還するものでございます。

4目その他償還金、この目は過年度分の療養給付費等負担金、退職者医療交付金等の精算に伴う返還金でございます。

2項繰出金、1目他会計繰出金、この目は一般会計への繰出金の内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ここで暫時休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

午前10時53分 休憩

午前11時09分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けたいと思います。

#### ◎日程第8 認定第4号

○田村議長 日程第8、認定第4号 令和2年度浦幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 議案書42ページをお開き願います。認定第4号 令和2年度浦幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度浦幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月1日提出、浦幌町長。

別冊の歳入歳出決算書を御覧願います。令和2年度浦幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

実質収支に関する調書、1、歳入総額9,033万6,451円、2、歳出総額9,025万271円、3、歳入歳出差引額8万6,180円、5、実質収支額8万6,180円。

次のページをお開き願います。1ページ、2ページの令和2年度後期高齢者医療特別会



計歳入歳出決算書につきましては、説明を省略させていただきます。

決算書3ページをお開き願います。あわせまして、決算説明資料は47ページを御覧願います。令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書、この会計は75歳以上の方や65歳以上75歳未満の方であって、政令で定める障がいのある方の医療費収支の会計を処理する特別会計でございます。主な内容及び事業効果等につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

歳入、1款1項1目後期高齢者医療保険料、この目は75歳以上の方及び65歳から74歳の方で3級以上の障害者手帳をお持ちの方、もしくは4級の一部の方が保険の資格対象となり、その方々が納める保険料でございます。被保険者数1,035人のうち、寝たきり等の障がいの方は24人となっております。現年度分及び滞納繰越分を合わせた収納率は99.76%で、前年度対比0.07%の減でございます。不納欠損及び収入未済額につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、この目は後期高齢者医療広域連合への納付金として一般会計から繰り入れたものでございます。保険料軽減措置分につきましては、措置額の4分の3が北海道から交付される内容でございます。

3款1項1目繰越金、この目は前年度繰越金でございます。

4款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、この目は保険料の過誤納付が生じた場合の広域連合からの還付金でございます。

決算書3ページ下段から4ページを御覧願います。5款国庫支出金、1項国庫補助金、1目後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、この目は後期高齢者医療広域連合電算システムにおける平成30年度税制改正対応に伴うシステム改修経費に対する国庫補助金の確定に伴い追加交付された内容でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、決算書5ページをお開き願います。あわせまして、決算説明資料は48ページをお開き願います。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、この目はこの特別会計に係る職員の人件費及び事務的経費を計上したものでございます。12節委託料の内容につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

2項1目徴収費、この目は後期高齢者医療保険料の賦課及び徴収に係る事務的経費でございます。特に説明を加える事項はございません。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、この目は後期高齢者医療広域連合に対する納付金で、広域連合の事務費に対する共通経費並びに保険軽減に係る保険基盤安定分、後期高齢者医療保険料等を納付した内容でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、この目は過年度の保険料の更正に伴う還付金でございます。

2項繰出金、1目他会計繰出金、この目は精算により一般会計へ繰り出した内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより認定第4号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

#### ◎日程第9 認定第5号

○田村議長 日程第9、認定第5号 令和2年度浦幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 議案書43ページを御覧願います。認定第5号 令和2年度浦幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度浦幌町介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月1日提出、浦幌町長。

別冊の歳入歳出決算書を御覧願います。令和2年度浦幌町介護保険特別会計歳入歳出決算書。

実質収支に関する調書、1、歳入総額6億5,976万1,885円、2、歳出総額6億4,172万1,138円、3、歳入歳出差引額1,804万747円、5、実質収支額1,804万747円。

次のページをお開き願います。1ページ、2ページの令和2年度介護保険特別会計歳入歳出決算書につきましては、説明を省略させていただきます。

決算書3ページをお開き願います。あわせまして、決算説明資料は49ページを御覧願います。令和2年度介護保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書、この会計につきましては介護保険の運営、介護給付費及び地域支援事業費の会計処理をする特別会計でございます。主な内容及び事業効果等につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

歳入、1款1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料、この目につきましては65歳以上の第1号被保険者1,938人の方が納めた保険料でございます。現年度分、滞納繰越分合わせた収納率は99.54%、前年度対比0.07%の増でございます。不納欠損及び収入未済額に

つきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、この目につきましては保険給付費の20%が国から交付される内容でございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金、この目は原則保険給付費の5%を国が交付するものですが、65から74歳、75から84歳、85歳以上の高齢者の割合、所得階層等の構成割合を全国平均と比較し、交付される内容でございます。

2目地域支援事業交付金、この目は包括的支援事業及び任意事業の対象となる経費の38.5%並びに地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる経費の20%が国から交付される内容でございます。

3目保険者機能強化推進交付金、この目は高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に向けた取組を支援する内容でございます。

4目保険者努力支援交付金、この目は介護予防及び健康づくり事業等に対する交付金の内容でございます。

5目介護保険事業費補助金、この目は令和3年度介護報酬改定等に伴うシステム改修経費に対する国庫補助金の内容でございます。

6目災害等臨時特例補助金、この目は新型コロナウイルス感染症対策に係る保険料減免に対する国庫補助金の内容でございます。

決算書3ページ下段から4ページを御覧願います。3款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金、この目は保険給付費の12.5%が道から交付された内容でございます。

3項道補助金、1目地域支援事業交付金、この目は包括的支援事業及び任意事業の対象となる経費の19.25%並びに地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる経費の12.5%が道から交付された内容でございます。

2目新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、この目は介護サービス事業所への感染症対策として国の第二次補正予算の成立により実施された新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業介護分の対象となる経費が道から交付された内容でございます。

4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、この目は保険給付費の27%が、また次の2目地域支援事業交付金は介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる経費の27%を、いずれも社会保険診療報酬支払基金から交付された内容でございます。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、この目は介護保険介護給付費準備基金利子の内容でございます。

決算書4ページ下段から5ページを御覧願います。6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、この目は介護給付費繰入金として保険給付費のうち市町村の負担分12.5%、地域支援事業繰入金として介護予防・日常生活支援総合事業が12.5%、包括的支援事業及び任意事業の市町村負担分19.25%、さらに介護保険事業に係る職員の人件費、事務的経費等を一般会計から繰り入れた内容でございます。

2項基金繰入金、1目給付費準備基金繰入金、この目は介護保険給付費の急増等不測の

事態に備えるため基金から繰り入れた内容でございます。

7款1項1目繰越金、この目は前年度繰越金の内容でございます。

8款諸収入、1項延滞金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、この目は保険料納付の延滞金の内容でございます。

3目雑入、この目は介護扶助実施のための要介護状態等の審査判定費用及び要介護認定調査委託料として入金された内容でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、決算書6ページを御覧願います。あわせまして、決算説明資料は50ページをお開き願います。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、この目は介護保険事業に係る人件費及び事務的経費を計上したものでございます。12節委託料につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

2項1目賦課徴収費、この目は介護保険料の賦課及び徴収に係る事務的経費の内容でございます。11節役務費、手数料、13節使用料及び賃借料につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

3項1目介護認定審査会費、この目は東部4町で構成する介護認定審査会に係る経費でございます。特に説明を加える事項はございません。

2目認定調査費、この目は新規、更新と要介護または要支援認定の申請に係る調査に要した経費でございます。

決算書7ページをお開き願います。4項1目介護保険運営協議会費、この目は介護保険運営協議会委員の報酬及び費用弁償の内容でございます。

5項1目趣旨普及費、この目は介護保険制度普及のための啓発用パンフレット等の作成費用の内容でございます。

6項1目計画策定委員会費、この目は3年ごとに策定する浦幌町老人福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定審議会に要した経費でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費から4目施設介護サービス等給付費までは、被保険者が事業所からサービスを受けたときの費用に対し保険給付費として支払うもので、各事業所には国保連合会を通じて支払われるものでございます。

5目福祉用具購入費の実績につきましては24件でございます。

6目住宅改修費の実績は23件で、これらの目につきましては要介護の方々の手すりやスロープ等改修に要した費用の7割から9割を支払ったものでございます。

決算書8ページを御覧願います。7目審査支払手数料、この目は北海道国保連合会の審査支払手数料の内容でございます。

2項1目高額介護サービス等費、この目は各世帯の所得状況に応じて1か月に支払う費用の限度額が定められており、その限度額を超えた額を高額介護サービス費として保険者が支払う内容で、年間1,441件の実績でございます。

3項1目高額医療合算介護サービス等費、この目は介護保険と医療保険を利用した際に自己負担の年額が高額になったときに保険者が支払う経費でございます。

4項1目特定入所者介護サービス等費、この目は居住費、滞在費及び食費の負担が低所得者の方にとって過剰な負担とならないよう、所得に応じた定額の負担限度額が定められております。これにより低所得者等の負担軽減を図るために本人負担以外の分を国保連合会に支払う経費で、年間914件の実績でございます。

4款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、この目は要支援者等に対して要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止、地域における自立した日常生活の支援及び事業対象者の多様な生活支援のニーズに対応するための経費でございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書8ページ下段から9ページを御覧願います。2目一般介護予防事業費、この目は高齢者を年齢や心身の状態等によって分け隔てることなく運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室を充実させ、高齢者が地域において自立するための支援に係る経費でございます。12節委託料につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

4目その他諸費、この目は北海道国保連合会への審査支払手数料の内容でございます。

2項包括的支援事業費、1目地域包括支援センター運営事業費、この目は本町の地域包括支援センターの運営に係る経費でございます。特に説明を加える事項はございません。

2目在宅医療・介護連携推進事業費、この目は医療と介護の両方を必要とする高齢者が増えてきていることから、医療と介護の円滑な連携を推進するために要した経費でございます。

3目認知症総合支援事業費、この目は認知症が疑われる方の早期診断とその家族に対する支援体制としての認知症初期集中支援チームの運営に係る経費でございます。12節委託料につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書10ページを御覧願います。4目生活支援体制整備事業費、この目は高齢者に対し多様な日常生活上の支援体制の充実と社会参加の推進を図るために配置した生活支援コーディネーターに係る経費でございます。12節委託料につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

3項任意事業費、1目介護給付等費用適正化事業費、この目は介護サービス利用者に対する利用サービスの内容や費用等を通知する郵便料ほかの内容でございます。

2目家族介護支援事業費、この目は在宅において介護している家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減し、家族介護を継続していただくための支援に要する経費でございます。19節扶助費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

3目その他任意事業費、この目は認知症サポーター養成講座に係る経費でございます。

5款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金等積立金、この目は基金積立金の内容でございます。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者還付金、この目は過年度の保険料を歳出還付する内容でございます。

2 目償還金、この目は過年度の介護給付費等負担金の精算に係る返還金の内容でございます。

決算書10ページ下段から11ページを御覧願います。2 項繰出金、1 目他会計繰出金、この目は精算により一般会計へ繰り出した内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより認定第 5 号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、認定第 5 号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

ここで説明員入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 32 分 休憩

午前 11 時 33 分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を再開いたします。

#### ◎日程第 10 認定第 6 号

○田村議長 日程第10、認定第 6 号 令和 2 年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

町立診療所事務長。

○鈴木診療所事務長 議案書の44ページを御覧願います。認定第 6 号 令和 2 年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第 3 項の規定により、令和 2 年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 1 日提出、浦幌町長。

別冊の決算書を御覧願います。あわせまして、説明資料51ページを御覧願います。令和

2年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計歳入歳出決算書。

実質収支に関する調書、区分、金額、1、歳入総額2億8,358万909円、2、歳出総額2億7,082万7,102円、3、歳入歳出差引額1,275万3,807円、5、実質収支額につきましては歳入歳出差引額と同額でございます。

本会計は、町立診療所の管理運営及び診療に関わる収支の会計を処理する特別会計でございます。診療状況など主な内容並びに一般会計繰入金に関わる交付税措置額等につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書1ページをお開き願います。令和2年度浦幌町立診療所特別会計歳入歳出決算書につきましては、説明を省略させていただきます。

3ページをお開き願います。令和2年度浦幌町立診療所特別会計歳入歳出決算事項別明細書、歳入、1款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金並びに2款1項1目繰越金につきましては、特に説明を加える事項はございません。

3款1項諸収入、1目診療報酬収入、この目につきましては診療行為に伴う診療報酬の収入でございます。1節保険診療収入から6節その他診療収入まで現年分の収入未済額及び7節診療報酬収入滞納繰越分の収入未済額につきましては、未収金対応マニュアルにより未収金の整理を適正に進めてまいります。

2項1目雑入、この目の主なものは十勝医師会からの休日診療確保交付金及び公衆電話使用料が主な内容でございます。

2目過年度収入、前年度の労災収入、公務災害療養給付でございます。

4款1項町債、1目浦幌町立診療所医療機器更新事業債、この目につきましてはマイクロ波治療器1台、電動ベッド一式4台、レセプトコンピューター電子カルテ一体型システムの医療機器更新に伴う過疎対策事業債でございます。

3ページ下段から4ページを御覧願います。5款道支出金、1項道補助金、1目新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金につきましては、マスクやフェースシールド等の感染症拡大防止対策に要する経費を北海道が補助金として支援したものでございます。

6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目発熱外来診療体制確保支援補助金につきましては、発熱者等診療検査医療機関の北海道指定を受けた医療機関に対し国が新型コロナウイルス感染症の発熱外来診療体制確保を支援するため、補助金として支援したものでございます。

5ページを御覧願います。歳出、1款1項診療所費、1目診療所管理費、この目につきましては医療事務に携わる事務職員の人件費及び施設の管理運営に関わる経費の内容でございます。不用額のうち10節需用費は、燃料費が主な執行残でございます。

2目医業費、この目につきましては医療業務に携わる医師、看護師等の人件費及び医療材料費、医療機器の保守業務委託料及び医療機器賃借料等の経費の内容でございます。不用額のうち、10節需用費は医薬材料費が主な執行残でございます。12節委託料、17節備品購入費につきましては、説明資料52ページに記載のとおりでございます。

5 ページ下段から 6 ページを御覧願います。2 款 1 項公債費、1 目元金及び 2 目利子につきましては、医療機器更新に係る長期債の償還金でございます。

3 款 1 項 1 目予備費につきましては、執行してございません。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより認定第 6 号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、認定第 6 号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

#### ◎日程第 11 認定第 7 号

○田村議長 日程第 11、認定第 7 号 令和 2 年度浦幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 議案書 45 ページを御覧願います。認定第 7 号 令和 2 年度浦幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度浦幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 1 日提出、浦幌町長。

別冊の決算書を御覧願います。あわせまして、説明資料 53 ページから 54 ページを御覧願います。令和 2 年度浦幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算書。

実質収支に関する調書、1、歳入総額 2 億 1,420 万 783 円、2、歳出総額 2 億 1,151 万 757 円、3、歳入歳出差引額 269 万 26 円、5、実質収支額 269 万 26 円。

この会計は、浦幌町公共下水道の建設及び維持管理に要した特別会計でございます。主な内容及び事業効果につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書 1 ページから 2 ページを御覧願います。令和 2 年度公共下水道特別会計歳入歳出決算書につきましては、説明を省略させていただきます。

決算書 3 ページを御覧願います。令和 2 年度公共下水道特別会計歳入歳出決算事項別明細書、歳入、1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目公共下水道費分担金、公共下水道



受益者分担金につきましては新築などはなく、収入はございません。

2 項負担金、1 目公共下水道費負担金、公共下水道受益者負担金につきましては、収入はございません。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目公共下水道使用料、収入未済額につきましては現年度分111件、27名、滞納繰越分255件、22名でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費補助金、公共下水道事業における国庫補助金で、吉野第1マンホールポンプ場設備更新工事等に要した経費でございます。

4 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、水洗便所等資金貸付金における預託金利子でございます。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、一般会計からの繰入金でございます。

決算書3ページ下段から4ページを御覧願います。6 款1 項1 目繰越金及び7 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、2 項貸付金元利収入につきましては、特に説明を加えることはございません。

決算書4ページ中段を御覧願います。3 項1 目雑入、この目につきましては消費税還付及び鉄くず等スクラップに関わる収入でございます。

決算書4ページ下段を御覧願います。8 款1 項町債、1 目公共下水道事業債、下水道整備に関わる事業債でございます。

決算書5ページを御覧願います。あわせまして、説明資料54ページを御覧願います。歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、この目につきましては公共下水道に関わる一般管理費に要した経費でございます。13 節使用料及び賃借料につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書5ページ中段を御覧願います。2 目普及推進費、この目につきましては水洗化に向けての普及推進に要した経費でございます。特に説明を加えることはございません。

決算書5ページ中段を御覧願います。あわせまして、説明資料54ページを御覧願います。2 項施設管理費、1 目管渠管理費、この目につきましては汚水管渠の維持管理に要した経費でございます。10 節需用費、12 節委託料につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書5ページ下段を御覧願います。あわせまして、説明資料54ページを御覧願います。2 目処理場管理費、この目につきましては終末処理場の維持管理に要した経費でございます。10 節需用費、12 節委託料につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書5ページ下段から6ページ上段を御覧願います。あわせまして、説明資料54ページを御覧願います。2 款事業費、1 項1 目下水道建設費、この目につきましては下水道建設に要した経費でございます。12 節委託料、14 節工事請負費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書6ページ中段を御覧願います。3 款1 項公債費、1 目元金及び2 目利子、この目

につきましては町起債償還に要した経費でございます。特に説明を加えることはございません。

決算書6ページ下段を御覧願います。4款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目過誤納還付金、この目につきましては、還付金がございませんでしたので、未執行となったものでございます。

決算書6ページ下段を御覧願います。5款1項1目予備費につきましては、執行はございません。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより認定第7号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

#### ◎日程第12 認定第8号

○田村議長 日程第12、認定第8号 令和2年度浦幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 議案書46ページを御覧願います。認定第8号 令和2年度浦幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度浦幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月1日提出、浦幌町長。

別冊の決算書を御覧願います。あわせまして、説明資料55ページから56ページを御覧願います。令和2年度浦幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算書。

実質収支に関する調書、1、歳入総額5,314万9,042円、2、歳出総額5,262万3,334円、3、歳入歳出差引額52万5,708円、5、実質収支額52万5,708円。

この会計は、浦幌町個別排水処理施設の設置及び維持管理に要した特別会計でございます。主な内容及び事業効果につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書1ページから2ページを御覧願います。令和2年度個別排水処理特別会計歳入歳出決算書につきましては、説明を省略させていただきます。

決算書3ページを御覧願います。令和2年度個別排水処理特別会計歳入歳出決算事項別明細書、歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目個別排水処理分担金、個別排水処理施設設置5件に関わる受益者分担金でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料、収入未済額につきましては現年度分10件、3名、滞納繰越分23件、1名でございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、水洗便所等資金貸付金における預託金利子でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、一般会計からの繰入金でございます。

5款1項1目繰越金及び6款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、2項貸付金元利収入につきましては、特に説明を加えることはございません。

決算書4ページを御覧願います。3項1目雑入、この目につきましては消費税還付に関わる収入でございます。

決算書4ページ中段を御覧願います。7款1項町債、1目個別排水処理施設整備事業債、施設整備に関わる新設6件分の事業債でございます。

決算書5ページを御覧願います。あわせまして、説明資料56ページを御覧願います。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、この目につきましては個別排水処理施設に関わる一般管理費に要した経費でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

2目普及推進費、この目につきましては水洗化に向けての普及推進に要した経費でございます。

決算書5ページ中段を御覧願います。あわせまして、説明資料56ページを御覧願います。2項施設管理費、1目個別排水処理施設管理費、この目につきましては合併処理浄化槽等の施設の維持管理に要した経費でございます。12節委託料につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書5ページ下段を御覧願います。あわせまして、説明資料56ページを御覧願います。2款事業費、1項1目個別排水処理施設建設費、この目につきましては合併処理浄化槽の建設に要した経費でございます。14節工事請負費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書5ページ下段から6ページを御覧願います。3款1項公債費、1目元金及び2目利子、この目につきましては町起債償還に要した経費でございます。特に説明を加えることはございません。

決算書6ページ中段を御覧願います。4款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目過誤納還付金、この目につきましては還付金がございませんでしたので、未執行となったもの

でございます。

決算書6ページ中段を御覧願います。5款1項1目予備費につきましては、執行はございません。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより認定第8号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、認定第8号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

#### ◎日程第13 認定第9号

○田村議長 日程第13、認定第9号 令和2年度浦幌町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 議案書47ページを御覧願います。認定第9号 令和2年度浦幌町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度浦幌町簡易水道特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月1日提出、浦幌町長。

別冊の決算書を御覧願います。あわせまして、説明資料57ページから58ページを御覧願います。令和2年度浦幌町簡易水道特別会計歳入歳出決算書。

実質収支に関する調書、1、歳入総額3億4,988万1,615円、2、歳出総額3億4,252万5,610円、3、歳入歳出差引額735万6,005円、5、実質収支額735万6,005円。

この会計は、浦幌町簡易水道における施設の建設及び維持管理に要した特別会計でございます。主な内容及び事業効果につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書1ページから2ページを御覧願います。令和2年度簡易水道特別会計歳入歳出決算書につきましては、説明を省略させていただきます。

決算書3ページを御覧願います。令和2年度簡易水道特別会計歳入歳出決算事項別明細書、歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目簡易水道費負担金、浦幌町簡易水道

東山通水栓消火栓移設工事等に伴う工事負担金でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、収入未済額につきましては現年度分98件、38名、滞納繰越分は570件、39名でございます。

2項手数料、1目簡易水道手数料につきましては、指定給水装置工事事業者手数料5件、給水工事審査手数料に伴う給水施設新設20件、改造3件でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、一般会計からの繰入金でございます。

4款1項1目繰越金、5款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、2目過料につきましては、特に説明を加えることはございません。

決算書3ページ下段から4ページを御覧願います。3項1目雑入、この目につきましては土地使用料及び消費税還付に関わる収入でございます。

決算書4ページ上段を御覧願います。6款1項町債、1目簡易水道事業債、水道施設整備に関わる事業債でございます。

決算書5ページを御覧願います。あわせまして、説明資料58ページを御覧願います。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、この目につきましては簡易水道事業に関わる人件費などの一般管理費に要した経費でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書5ページ中段を御覧願います。あわせまして、説明資料58ページを御覧願います。2目施設管理費、この目につきましては簡易水道施設における維持管理に要した経費でございます。10節需用費、12節委託料、13節使用料及び賃借料、14節工事請負費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書5ページ下段を御覧願います。あわせまして、説明資料58ページを御覧願います。2款1項事業費、1目給水事業費、この目につきましては浦幌町簡易水道における浄水場設備の更新と量水器取替え工事などに要した経費でございます。12節委託料、14節工事請負費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書6ページを御覧願います。3款1項公債費、1目元金及び2目利子、この目につきましては長期債償還に要した経費でございます。特に説明を加えることはございません。

決算書6ページ中段を御覧願います。4款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目過誤納還付金、この目につきましては還付金がございませんでしたので、未執行となったものがございます。

決算書6ページ中段を御覧願います。5款1項1目予備費につきましては、執行はございません。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

10番、森議員。

○森議員 説明資料の58ページ、施設の管理費の中で配水管の漏水修繕というのがあるの

ですけれども、どのような状態でこれ漏水なされたのですか。

○田村議長 答弁願います。

課長補佐。

○小笠原施設課長補佐 ただいまのご質問にお答えいたします。

施設管理費におきます配水管漏水修繕なのですが、事象としては様々でございます。まず、接続部の老朽化、あと突発的にそういうことが起きまして、耐用年数等は過ぎていない場合においても地中の土質に影響されまして、老朽、一部さびがひどくなったりとか、そういう案件がございます。今回昨年度やりました相川、生剛につきましては老朽化部分です。この生剛に関しましては、耐用年数を超過している場所の漏水でございました。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 すみません。何かちょっと聞こえにくかったのですけれども、これ2か所なのですが、150パイ、125パイということはこれ本管の管ということなのですね。それが古くなったというような内容だったと思うのですが、その辺はどのようなのですか。

○田村議長 答弁願います。

課長補佐。

○小笠原施設課長補佐 ただいまのご質問にお答えいたします。

この配水管150パイ、125パイに関しましては、配水管の本管でございます。ただし、幹線的な配水管ではなくて、支線という扱いになります。この150パイ、125パイから各戸に分水をするというようなことでございます。あと、漏水に関しまして、影響範囲としては1戸、2戸、3戸、数件です。大規模な影響範囲ではございませんでした。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより認定第9号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、認定第9号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ここで暫時休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

午後 0時09分 休憩

午後 1時09分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けたいと思います。

◎日程第14 発委第8号

○田村議長 日程第14、発委第8号 浦幌町議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安藤委員長。

○安藤議会運営委員長 議会提出議案書の1ページを御覧ください。発委第8号 浦幌町議会基本条例の一部改正について。

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和3年9月13日提出、提出者、議会運営委員会委員長。

議案書の2ページを御覧ください。浦幌町議会基本条例の一部を改正する条例。

浦幌町議会基本条例（平成24年浦幌町条例第28号）の一部を次のように改正する。

本条例の一部改正につきましては、改正文の朗読を省略し、別冊の議会提出議案説明資料にて説明させていただきます。

議会提出議案説明資料の1ページを御覧ください。1、改正の趣旨であります。浦幌町議会基本条例第12条では地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決事件について定められておりますが、このたび過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が新たに施行されたことに伴い法令の適用関係を整理するため、議会基本条例の一部を改正するものです。

2、改正の内容ですが、第12条中第2号「浦幌町過疎地域自立促進市町村計画」を削り、第3号及び第4号を1号ずつ繰り上げる。

3、施行期日につきましては、公布の日から施行するものです。

新旧対照表につきましては、説明資料2ページに掲載しておりますので、御覧おきください。

以上、発委第8号に係る説明とさせていただきます。議員各位のご協賛を賜りますようお願い申し上げます。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。  
これより発委第8号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 発委第9号

○田村議長 日程第15、発委第9号 浦幌町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安藤委員長。

○安藤議会運営委員長 議会提出議案書の3ページを御覧ください。発委第9号 浦幌町議会会議規則の一部改正について。

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和3年9月13日提出、提出者、議会運営委員会委員長。

議案書の4ページを御覧ください。浦幌町議会会議規則の一部を改正する規則。

浦幌町議会会議規則(昭和62年浦幌町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

本規則の一部改正につきましては、改正文の朗読を省略し、議会提出議案説明資料をもって説明させていただきます。

なお、議会の会議規則につきましては、地方自治法第120条により設けなければなりません。が、条例、規則等の法規文書による規則としての位置づけはなく、会議規則として議会運営の取扱いに係る定めでありますことから、議決を要しますので、議会運営委員会として提案するものであります。

議案説明資料の3ページを御覧ください。1、改正の趣旨であります。が、内閣府が策定した地方公共団体における押印見直しマニュアルを基に定められた浦幌町押印等見直し方針に基づき議会の事務手続における押印等の見直しを行ったことから、本規則の一部を改正するものです。

改正の内容であります。が、別記第1号様式及び別記第2号様式中「印」を削るものです。

3、施行期日につきましては、令和3年10月1日から施行するものです。

説明資料4ページにつきましては、このたびの規則改正に係る新旧対照表となっておりますので、御覧おき願います。



以上、提案に係る説明とさせていただきます。議員各位の協賛賜りますようお願い申し上げます。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより発委第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 発委第10号

○田村議長 日程第16、発委第10号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教厚生常任委員長。

○河内総務文教厚生常任委員長 5ページを御覧ください。発委第10号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和3年9月13日提出、提出者、総務文教厚生常任委員会委員長。

次のページを御覧ください。コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)。

提出議案につきましては、お手元に配付してありますので、要旨のみ説明いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、甚大な経済的・社会的影響を及ぼしている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、次の5項目について確実に実現されるよう、強く要望する。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を……

(何事か声あり)

○田村議長 暫時休憩いたします。

午後 1時24分 休憩

午後 1時34分 再開

○田村議長 それでは、休憩を解きまして、休憩前に引き続き総務文教委員長のほうから説明をしていただきます。

委員長、お願いします。

○河内総務文教厚生常任委員長 それでは、途中から始めさせていただきます。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月13日。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣であります。

議員各位のご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより発委10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 発委第11号

○田村議長 日程第17、発委第11号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長。

○河内総務文教厚生常任委員長 8ページを御覧ください。発委第11号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和3年9月13日提出、提出者、総務文教厚生常任委員会委員長。

次のページを御覧ください。国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)。

提出議案につきましては、お手元に配付してありますので、要旨のみ説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。

今後は、道民の安全で安心な暮らしを守ることはもとより、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域(生産空間)が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、次の10項目について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

1、国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

2、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。

3、「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。

4、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、

高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、生活に必要な上下水道などの施設及び設備等のインフラなど公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

8、日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

9、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

10、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月13日。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣であります。

議員各位のご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより発委第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 発委第12号

○田村議長 日程第18、発委第12号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

産業建設常任委員長。

○澤口産業建設常任委員長 議案書の11ページを御覧ください。発委第12号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和3年9月13日提出、提出者、産業建設常任委員会委員長。

次のページをお開きください。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

提出議案につきましては、お手元に配付してありますので、要旨のみご説明いたします。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の環境利用を進める必要がある。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、次の2項目について強く要望する。

記、1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再生林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月13日。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣ほか関係各大臣であります。

議員各位のご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 討論なしと認めます。

これより発委第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 発議第5号

○田村議長 日程第19、発議第5号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。会議規則第130条の規定により、お手元に配付の内容で議員派遣をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、提案のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

◎日程第20 発議第6号

○田村議長 日程第20、発議第6号 所管事務調査についてを議題といたします。

各委員長から、次の定例会までの議会閉会中にお手元に配付のとおり所管事務調査を行いたい旨の申出がありました。所管事務調査については、各委員長の申出どおり各委員会に付託して議会閉会中にこれの調査をすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長より申出のあった所管事務調査については、各委員会にこれの調査を付託して議会閉会中の調査をすることに決定をいたしました。

◎閉会の議決

○田村議長 これで本日の日程及び本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りをいたします。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

◎町長挨拶

○田村議長 ここで町長より発言の申出がありますので、これを許します。

○水澤町長 議長のお許しをいただきましたので、議会の閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

また、先ほど急遽暫時休憩を取っていただきまして、説明員の体調急変に対処していただきました。本当にありがとうございました。また、申し訳ありませんでした。

本第3回定例会に提案をさせていただきました一般議案及び令和3年度の補正予算の第57号から70号について可決、決定をしていただきました。また、町財政の根幹をなす過疎対策事業債の発行の必要条件でもあります浦幌町過疎地域持続的発展市町村計画についても追加議案として提案をさせていただき、またこれも可決をしていただきました。さらに、報告、承認案件のそれぞれ承認をいただきました。認定案件であります令和2年度の一般会計、8特別会計の決算についても認定をしていただきました。ご審議いただく中で議員の皆様からいただいた貴重なご意見、また監査委員様からいただいた浦幌町各会計の決算審査意見書につきましては今後の町政に反映させる貴重な意見として真摯に受け止めさせていただき、今後の町政を進めてまいりたいと考えているところであります。

今政情不安定と言われている中でありますけれども、ウィズコロナとコロナ後の日本経済がどう動いていくのか全く予断が許されないという状況でありますし、日本経済の先行き不透明感が地方自治体に影を落としているという状況にもあるわけでありますけれども、今後とも浦幌町のいろんな課題に一つ一つしっかり議員の皆様のご意見をいただきながら対処してまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導よろしく願いしまして、閉会に当たっての挨拶といたします。本当にありがとうございました。

#### ◎閉会の宣告

○田村議長 これをもって本日の会議を閉じます。

令和3年第3回浦幌町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時57分